## 介護老人保健施設「国府の里」運営規程

新潟県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(新潟県条例第 60号(以下本規程中「県条例」という。))の規定に基づき、社会福祉法人えちご府中会介護老人保健施 設「国府の里」(以下「当施設」という。)の運営についての重要事項に関する規程を以下のとおり定め る。

# 第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 県条例に基づき適正な運営を図り、介護老人保健施設サービス計画(以下「ケアプラン」という。) に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練及びリハビリテーション、その他必要な 医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を 営むことが出来るようにすることとともに、その人が居宅における生活への復帰を目指すことを目的 とする。

## (運営方針)

- 第2条 前条の目的を達成するため、次の各号を基本として運営するものとする。
  - (1) 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスに努めること。
  - (2) 明るく家庭的な雰囲気を醸成し、地域や家庭との結びつきを重視した運営をすること。
  - (3) 市町村、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者、他の施設その他の保健医療サービス又 は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。

(施設の名称及び所在地)

- 第3条 当施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。
  - (1) 名 称 介護老人保健施設「国府の里」
  - (2) 所在地 新潟県上越市五智 4 丁目 7 番 21 号

## 第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

## (職員の定数)

第4条 当施設に次の職員を置く。

(1) 施設管理者(施設長) 1名 (2) 医師 1名以上 (3) 薬剤師 0. 3名以上 (4)看護師・准看護師 10名以上 (5) 介護職員 25名以上 (6) 支援相談員 1名以上 (7) 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士 2名以上

(8) 介護支援専門員 1名以上

(9) 管理栄養士 1名以上

(10) 事務員 若干名 (11) 歯科衛生士

必要数

(12) その他

若干名

(職務内容)

第5条 職務内容は、次のとおりとする。

なお、「職種間で協同的に行うこと」とされている事項については、定められた指揮系統に従って 相互に連携し、かつ、それぞれの職種に与えられている働きが最大限に発揮されることを期してい るものである。

(1) 施設管理者(医師の職にある者が施設管理者の責に任ずる。)

施設管理者(以下「施設長」という。)は、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、かつ、県条例第4章の規定を遵守させるために必要な指揮命令をすること。

#### (2) 医師

医師は、次の業務を行う。

- ア 県条例第 18 条に定める診療方針に基づく、入所者の症状に応じた適切、かつ、妥当な診療及び 施設サービスに携わる他の従業者に対する医学的見地における指導に関すること。
- イ 入所者の状況からみて、介護老人保健施設において自ら必要な医療を行うことが困難と認められた場合の協力病院等への入院のための措置に関すること。(他の医師の対診要請を含む。)
- ウ 入所者のために往診を求め、又は入所者を病院等に、通院させる場合の当該入所者の診療状況 についての情報提供に関すること。
- エ 入所者の往診を受けた医師、歯科医師若しくは入所者が通院した病院等の医師、歯科医師から の情報提供の取扱いに関すること。
- オ 所管事項のコンピュータ入力処理に関すること。
- (3) 薬剤師

薬剤師は、必要な調剤業務を行うとともに、次の業務を行う。

- ア 入所者に関する薬歴管理及び服薬指導に関すること。
- イ 所管事項のうちコンピュータ入力することとされている情報の入力処理に関すること。
- (4) 看護師·准看護師

看護師・准看護師は、施設長の命を受け、入所者の保健衛生並びに看護業務を行うほか次の業務 を行う。

- ア 入所者の心身の状況、病状及びその置かれている環境の的確な把握とそれに対応した適切なサービスの提供に関すること。(介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び介護支援専門員等と協同)
- イ 認知症状態にある要介護者に対し、個々の特性に配慮して行う適切なサービスの提供体制の構築、整備に関すること。(介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び介護支援専門員等と協同)
- ウ 入所時における入所者の心身の状況、病状、病歴等の把握及び記録に関すること。 (介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び介護支援専門員等と協同)
- エ ケアプランに基づき行う入所者の心身機能の維持回復に関すること。

(介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び管理栄養士等と協同して入所者の日常生活に おける自立と在宅復帰に資するよう妥当、適切に行う。)

- オ 入所者の療養生活上必要な事項に関し、入所者本人又は家族に対し行う指導、説明に関すること。(介護職員、支援相談員、理学・作業療法士又は言語聴覚士、介護支援専門員及び管理栄養士等と協同)
- カ 食中毒及び感染症の発生予防と対策に関すること。(他の全ての関係職種と協同)
- キ 介護教室のカリキュラム作成その他介護教室の運営に関すること。(介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士等と協同)
- ク ボランティアの受入計画の作成その他受入体制に関すること。
- ケ 看護記録の作成、保管に関すること。
- コ ケアプランに従った個別のサービス実施状況及び評価にかかる記録に関すること。 (介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士、介護支援専門員及び管理栄養士等と協同)
- サ 所管事項のうちコンピュータ入力することとされている情報の入力処理に関すること。

#### (5) 介護職員

介護職員は、施設長の命を受け、入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行うほか次の業務を行う。

- ア 入所者の心身の状況、病状及びその置かれている環境の的確な把握とそれに対応した適切なサービスの提供に関すること。(看護師(准看護師)、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び介護支援専門員等と協同)
- イ 認知症状態にある要介護者に対し、個々の特性に配慮して行う適切なサービスの提供体制の構築、整備に関すること。(看護師(准看護師)、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び介護支援専門員等と協同)
- ウ 入所時における入所者の心身の状況、病状、病歴等の把握及び記録に関すること。 (看護師(准看護師)、介護支援専門員、理学・作業療法士又は言語聴覚士等と協同)
- エ ケアプランに基づき行う入所者の心身機能の維持回復に関すること(看護師(准看護師)、理 学・作業療法士又は言語聴覚士及び管理栄養士等と協同して入所者の日常生活における自立と 在宅復帰に資するよう妥当、適切に行う。)
- オ 食中毒及び感染症の発生予防と対策に関すること(他の全ての関係職種と協同)
- カ 介護教室のカリキュラム作成その他介護教室の運営に関すること。 (看護師(准看護師)、理学・作業療法士又は言語聴覚士等と協同)
- キ 入所者の療養生活上必要な事項に関し、入所者本人又は家族に対し行う指導、説明に関すること。(看護師(准看護師)、支援相談員、理学・作業療法士又は言語聴覚士、介護支援専門員及び管理栄養士等と協同)
- ク ケアプランに従った個別のサービス実施状況及び評価にかかる記録に関すること。 (看護師(准看護師)、理学・作業療法士又は言語聴覚士、介護支援専門員及び管理栄養士等と 協同)
- ケ 所管事項のうちコンピュータ入力することとされている情報の入力処理に関すること。

### (6) 支援相談員

支援相談員は施設長の命を受け、次の業務を行う。

- ア 入所者又はその家族の相談支援に関すること。
- イ 入所時における介護認定の有無の確認及び申請未了の場合の速やかな申請の手続き推進についての支援に関すること。

注:入所者の意志を確認して行うものであること。

- ウ 要介護認定の更新の申請が当該満了の日の30日前に行われるよう必要な援助に関すること。
- エ 次の事項の確認及び被保険者証への記載に関すること。

入所の場合・・①入所年月日 ②入所している介護保険施設の名称 退所の場合・・退所年月日

- オ 利用料として徴収する場合のそのサービスの種類、内容、費用の額についての説明及び本人又は家族の同意に関すること。
- カ サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、施設運営規程の概要、職員の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記載した文書の交付による 説明及びサービスの提供についての利用申込者の同意に関すること。
- キ 居宅介護支援事業者、医療機関及び他の施設サービス事業者との連携に関すること。 (介護支援専門員と協同)
- ク 入所者の療養生活上必要な事項に関し、入所者本人又は家族に対し行う指導、説明に関すること。 (看護師(准看護師)、理学・作業療法士又は言語聴覚士、介護支援専門員及び管理栄養士等と協同)
- ケーサービスにかかる介護保険制度に基づく個別限度額管理に関すること。
- コ 所管事項のうちコンピュータ入力することとされている情報の入力処理に関すること。
- (7) 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士

理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士は、医師の管理のもとに理学療法・作業療法又は言語聴 覚療法を行うほか次の業務を行う。

- ア 入所者の運動機能、日常生活動作の維持改善に関する指導を行う。
- イ 失語症や構音障害などの言語聴覚訓練や安全な食事をとるための、摂食・嚥下リハビリテーションなどに関すること。
- ウ 入所時における入所者の心身の状況、病状、病歴等の把握及び記録に関すること。 (看護師(准看護師)、介護職員及び介護支援専門員等と協同)
- エ 入所者の心身の状況、病状及びその置かれている環境の的確な把握とそれに対応した適切なサービスの提供に関すること。(看護師(准看護師)、介護職員及び介護支援専門員等と協同)
- オ 認知症状態にある要介護者に対し、個々の特性に配慮して行う適切なサービスの提供体制の構築、整備に関すること。(看護師(准看護師)、介護職員及び介護支援専門員等と協同)
- カ ケアプランに基づき行う入所者の心身機能の維持回復に関すること。(看護師(准看護師)、 介護職員及び管理栄養士等と協同して入所者の日常生活における自立と在宅復帰に資するよう 妥当、適切に行う。)
- キ 円滑な居宅生活への移行と居宅における日常生活の自立支援を図る観点において心身障害や廃 用症候群等の入所者に対して行う個別リハビリテーション計画に基づく個別リハビリテーショ ン実施上の評価に関すること。
- ク 介護教室のカリキュラム作成その他介護教室の運営に関すること。 (看護師(准看護師)及び 介護職員等と協同)
- ケ 入所者の療養生活上必要な事項に関し、入所者本人又は家族に対し行う指導、説明に関すること。(看護師(准看護師)、介護職員、支援相談員、介護支援専門員及び管理栄養士等と協同)
- コ ケアプランに従った個別のサービス実施状況及び評価にかかる記録に関すること。

(看護師(准看護師)、介護職員、介護支援専門員及び管理栄養士等と協同)

- カ 所管事項のうちコンピュータ入力することとされている情報の入力処理に関すること。
- (8) 介護支援専門員

介護支援専門員は、施設長の命を受け次の業務を行う。

- ア サービスの提供申込があった場合その者の被保険者資格、要介護認定の有効期間の確認に 関すること。
- イ 被保険者証に記載された「認定審査会意見」の取扱いに関すること。(認定審査会意見として 記載された内容の介護支援サービス計画原案(以下「暫定ケアプラン」という。)への反映に ついて責任をもつこと。)
- ウ 入所時における入所者の心身の状況、病状、病歴等の把握及び記録に関すること。(看護師 (准看護師)、介護職員及び理学・作業療法士又は言語聴覚士等と協同)
- エ 入所者の心身の状況、病状及びその置かれている環境の的確な把握とそれに対応した適切なサービスの提供に関すること。(看護師(准看護師)、介護職員、理学・作業療法士又は言語聴 覚士等と協同)
- オ 認知症状態にある要介護者に対し、個々の特性に配慮して行う適切なサービスの提供体制の構築、整備に関すること。(看護師(准看護師)、介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士等と協同)
- カ 入所者の療養生活上必要な事項に関し、入所者本人又は家族に対し行う指導、説明に関すること。 (看護師(准看護師)、介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士、管理栄養士及び支援相談員等と協同)
- キ 暫定ケアプランの作成に関すること。
  - (看護師(准看護師)、介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び管理栄養士等と協同)
    - 注1:サービス担当職員と協議(サービス担当者会議)のうえサービスの目標、達成時期、 サービスの内容、サービスを提供するうえで留意すべき事項を記載した原案であるこ と。
    - 注2:暫定ケアプランの作成にあたっては、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、 当該計画の内容に基づいて作成する。
- ク 暫定ケアプランの入所者及びその家族に対する説明及び同意に関すること。
- ケー入所者の同意を得たケアプランの実施状況の把握及び解決すべき課題の把握。
- コ ケアプランに従った個別のサービス実施状況及び評価にかかる記録に関すること。 (看護師(准看護師)、介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び管理栄養士等と協同)
- サ 必要に応じて行われるケアプランの変更に関すること。
- シ サービス担当者会議(以下「ケアカンファレンス」という。)の運営(主宰)に関すること。
- ス 居宅介護支援事業者等に対する入所者についての情報提供に関し、当該入所者の同意のとりつ けに関すること。
- セ 居宅介護支援事業者、医療機関及びその他の施設サービス事業者との連携に関すること。 (支援相談員と協同)
- ソ 入所者が居宅において日常生活ができるかどうかについての定期的な検討に関すること。
  - 注:検討は、医師、薬剤師、看護師(准看護師)、介護職員、支援相談員、理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士及び管理栄養士等、従事者間の協議によるものであること。(ケア

カンファレンスに付議のうえ全員合議をもって判定する。)

- タ 入所者の退所に際して本人及びその家族に対して行われる指導、退所後の主治医、介護支援事業者に対し行う、必要な情報提供その他保健・医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関すること。
- チ 入所者に関する市町村への通知に関すること。(不正受給等に関する措置)
- ツ地域との交流に関すること。
- テ 施設サービスに対する入所者及びその家族等からの苦情の処理に関すること。
- ト 所管事項のうちコンピュータ入力することとされている情報の入力処理に関すること。

## (9) 管理栄養士

管理栄養士は、施設長の命を受け、次の業務を行う。

- ア 入所者に対する栄養管理、献立表の作成、食材の購入、食事方法の指導、指示等に関すること。
- イ ケアプランに基づき行う入所者の心身機能の維持回復に関すること。

(看護師(准看護師)、介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士等と協同して入所者の日常 生活における自立と在宅復帰に資するよう妥当、適切に行う。)

- ウ 入所者の療養生活上必要な事項に関し、入所者本人又は家族に対し行う指導、説明に関すること。(看護師(准看護師)、介護職員、支援相談員、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び支援専門員等と協同)
- エ ケアプランに従った個別のサービス実施状況及び評価にかかる記録に関すること。 (看護師(准看護師)、介護職員、理学・作業療法士又は言語聴覚士及び支援専門員等と協同)
- オ 食中毒及び感染症の発生予防と対策に関すること。(他の全ての関係職種と協同)
- カ 所管事項のうちコンピュー入力することとされている情報の入力処理に関すること。
- キ 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を行う。

#### (10) 事務職員

事務職員は、施設長の命を受け、次の業務を行う。

- ア 施設経営に関する事務の総括的な管理(施設運営に関する企画に関すること。)
- イ 療養費収入及び利用料収入等施設の運営に伴う一切の収入事務の取扱いに関すること。
- ウ 施設経営に関する経費等施設の運営に伴う一切の支出事務の取扱いに関すること。
- エ 施設建物、設備備品類の管理保全(本部所管に関することを除く。)に関すること。
- オ 県条例第 15 条 (保険給付請求のための証明書交付) に規定される「法定代理受領に該当しない 介護保険施設サービスの内容、費用の額等を記載したサービス提供証明書」の作成及び交付に関 すること。
- カ 「社会福祉法人えちご府中会苦情解決実施要領」に基づく事務の処理に関すること。
- キ その他施設長の指示する事務の処理に関すること。
- ク 所管事項のうちコンピュータ入力することとされている情報の入力処理に関すること。

### (11) 歯科衛生士

歯科衛生士は、歯科医師の命を受け、次の業務を行う。

入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

#### 第3章 施設利用定員

(定員)

第6条 当施設の入所定員は、次のとおりとする。

入所 100人

上記の入所定員には、指定短期入所療養介護及び、認知症専門40人を含む。

(定員の遵守)

第7条 災害その他やむを得ない事情がある場合のほか入所定員及び療養室の定員を超えた入所の取扱をしてはならない。

## 第4章 サービスの体制及び内容

(サービス体制及び内容)

- 第8条 その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における 介護及び機能訓練等のサービスの提供その他必要な医療の提供を要すると認められる者を対象にサ ービスを提供するものとする。
  - 2 当施設は、入所者に対し、適正な施設療養その他のサービスを提供できるよう職員の勤務体制を 定めておくものとする。
  - 3 サービスの提供は、当施設職員によってのみ行うものとする。
    ただし、入所者処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
  - 4 当施設は職員の資質向上のために、その研修の機会を確保するよう努めるものとする。

(入退所)

- 第9条 当施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は、診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
  - 2 当施設は、入所に際して、その者の病歴、家庭状況の把握に努めなければならない。 また、入所者の心身の状況、病状その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生 活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。
  - 3 前項の検討にあたっては、医師、薬剤師、看護師(准看護師)、介護職員、支援相談員、理学・作業療法士又は言語聴覚士、介護支援専門員及び管理栄養士等のサービス担当者の間で協議するものとする。
  - 4 当施設は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに退所 後の担当医師に対する情報の提供、通所リハビリテーションサービスの提供及び指定老人訪問介護事 業者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との連携に努めなければなららない。

(施設サービス)

- 第10条 当施設が提供するサービスは、次に掲げるとおりとする。又サービスは、計画に基づき漫然かつ 画一的なものとならないよう実施しなければならない。
  - (1) 医療サービス

一般に医師が的確な診察を基とし、必要性があると認める疾病又は負傷に対して、療養上妥当、かつ適切に行う診療サービス。

(2) 機能訓練及びリハビリテーションサービス

入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、計画的に行なう理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーション、又適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努める。

(3) 看護及び医学的管理の下における介護サービス

入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われる看護及び医学的管理の下における介護サービスとし、サービスの提供にあたり、次に掲げる事項は、欠かしてはならない。

ア 入所者の入浴又は清拭

1週間に2回以上適正な方法により実施すること。

イ 排泄の援助

適切な方法により、排泄の自立について必要な支援をすること。

ウ おむつの取り替え

おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適正に取り替えること。

エ 上記以外の日常生活上の適切な世話をすること。

離床、着替え、整容その他日常生活上の適切な世話をすること。

(4) 食事の提供サービス

栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮し、適切な時間に適温で提供される食事サービス。なお、食事は、自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂等で行われるようにするものとする。

(5) 相談及び援助サービス

常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握のもとに入所者又はその家族に対し行われる相談援助サービス。

(6) その他のサービス

適宜行われる入所者のためのアクティビティサービス

なお、施設は、常に入所者の家族と連携を図るとともに入所者とその家族との交流等の機会を 確保するよう努めなければならない。

#### 第5章 利用料及びその他の費用の額

(利用料及びその他の費用)

- 第11条 介護老人保健施設の利用料は、別に定める料金表のとおり、厚生労働大臣が定めた告示上の基準 の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスの場合は、保険者が決定する介護保険負担割合 証の負担割合を利用者の負担額とする。
  - (2) 保険対象外費用については、別に定める料金表により支払いを受ける。
  - (3) 第2項に掲げる費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書を用いて説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
  - (4) 当施設は入所者又はその家族等が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月15日迄に送付し、入所者又はその家族は、施設に対し当該合計額をその月の末日迄に支払うこと。

(5) 支払い方法は、①現金 ②金融機関へ振込 ③金融機関(郵便局、JA バンク含む)口座自動引落とし、入所者又はその家族が選ぶことができる。

## 第6章 施設運営に関する重要事項

- 第12条 当施設は、次に掲げる事項について特に留意して運営するものとする。
  - (1) 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。
  - (2) 医師は、入所者の病状からみて施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めた時は、協力病院その他の適当な病院又は診療所への入院の為の措置を講じ又は、他の医師の往診を求める等診療について適切な措置を講ずること。

### (サービスの提供の開始、終了)

- 第13条 サービス提供の開始時点又は終了時点は、次のとおり把握するものとする。
  - (1) サービス提供の開始・・・ サービス契約を締結したとき以降
  - (2) サービス提供の終了・・・ サービス契約書第6条に定めるいずれかの事項に該当するに至っ

## たとき以降

### (注)サービス契約書第6条の要点

- 1 利用者から解約の意思表明がなされ、契約に定める予告期間を 経過した場合
- 2 当施設からの解約の意思表明がなされ予告期間を経過した場合
- 3 次のいずれかにより介護保健施設サービスの提供ができなくなったとき
  - ア 他の介護保険施設等への入所が決まり他の施設において入所 体制が整ったとき
  - イ 医療機関に入院の必要が生じた場合であって医療機関側において受け入れ体制が整ったとき
  - ウ 自立又は要支援と認定されたとき
  - エ 利用者が死亡したとき
  - オ 退所検討会において在宅生活ができると判断されたとき
  - カ 天災地変等により当施設の利用ができない場合
- 2 契約を解約する場合、あらかじめその理由を文書により利用者に示し、十分な説明をするものとする。

#### (秘密の保持)

- 第 14 条 当施設の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らして はならないこと。
  - 2. 当施設は施設従業者であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずること。
  - 3. 当施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならないこと。

#### (要望及び苦情処理窓口)

第15条 当施設は、提供したサービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するほか必要な措置を講ずること。

## (事故発生時の対応及び損害賠償)

- 第16条 当施設は、サービスの提供により事故が発生した場合は、入所者の家族に連絡を行うとともに速 やかに必要な措置を講じなければならない。
  - 2. 事故に伴う損害賠償は、速やかに行う。

### (食中毒、感染症対策及び衛生管理等)

- 第17条 入所者の使用する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、食中毒を未然に防ぐなどの予防対策又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
  - 2 感染症については、発生又はまん延しないような措置を講ずること及び感染症予防に関するマニュアル等を整備する。また、感染事例又はヒヤリハット事例の記録や当該事例を検討した会議の記録及び検討結果に基づく是正等の記録に努めることとする。
  - 3 インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、レジオネラ症対策等については発生やまん延を防止するための適切な措置を講じなければならない。また、必要に応じて上越健康福祉環境事務所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこととする。

#### (身体拘束の禁止)

- 第 18 条 入所者又は、他の入所者等の身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行わない。止むを得ず身体拘束を行った場合は、その際の入所者の状況把握及び時間・心身状況等緊急やむを得なかった理由を診療記録に記載するものとする。
  - 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

## (虐待の防止等)

- 第 19 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を 実施する。
  - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
  - 2 施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

## (サービス提供記録の開示及び個人情報保護取組等)

第20条 入所者の施設サービス提供に関する記録を作成し、その記録は、サービス利用終了後<u>5年間</u>保 存するものとする。

- 2 個人情報の管理及び保護等については、法人及び当施設が定める規程等に基づき、通常必要とされる利用目的等を施設内に掲示するものとする。
- 3 入所者から上記記録の閲覧、複写を求められた場合、原則として提示する。但し、入所者の家族、 その他の者に対しては、個人情報保護取扱規程等に基づき、入所者の承諾その他必要と認められ る場合にのみ開示するものとする。

### (地域との連携等)

第21条 施設の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の 地域との交流に努めるものとする。

# 第7章 非常災害対策

### (非常災害対策)

- 第22条 当施設は、火災、地震、風水害、津波その他の災害に対する防災対策として、計画的な訓練と防災に関する設備の充実、改善を図り、入所者の安全に対して万全を期さなければならない。
  - 2. 訓練は、別に定める「消防計画書」「防災マニュアル」等に基づき行うものとし、少なくとも年2回以上実施するものとする。
  - 3. 当施設は、避難経路、非常口を明確にし、わかりやすい場所に常時掲示しておくものとする。
  - 4. 当施設は、入所者に対し避難経路、非常口を明示しておくほか非常の場合に施設のとる措置を あらかじめ説明しておくものとする。なお、この場合の説明は、別に定める「災害時における 避難誘導要領」に基づき行うものとする。

## (業務継続計画の策定等)

- 第23条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を 継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継 続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
  - 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
  - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

## 第8章 協力病院等

### (協力病院等)

- 第24条 施設は入所者の病状の急変等に備え、あらかじめ次の医療機関を協力病院、協力診療所とする。
  - ・医療法人麓会 ふもとクリニック (上越市中央1丁目23番26号)
  - · 新潟県厚生農業協同組合連合会

上越総合病院

(上越市大道福田616番地)

・独立行政法人 労働者健康安全機構

新潟労災病院

(上越市東雲町1丁目7番12号)

•一般財団法人 上越市地域医療機構

上越地域医療センター病院

(上越市南高田町6番9号)

• 鈴木歯科医院

(上越市五智1丁目15番25号)

#### 第9章 施設利用者における施設利用上の留意点

#### (施設利用上の基本原則)

- 第25条 当施設は入所者及びその家族に、入所者が施設の定めた施設介護サービスに従った療養生活に 専念し、かつ、これが、家庭復帰を目標として実施されるものであることを、あらかじめ十分理 解させておかなければならない。
  - 2. 施設利用にあたっては、その当初において入所者又はその家族に、次条に定める内容に沿った療養生活上の遵守事項を一括した内容の書面「施設利用上の重要事項説明書」を交付し、かつ、これを読み聞かせたうえ、周知の徹底を図るものとする。

### (施設利用上の規律)

第26条 施設入所者の施設利用上の規律は、次のとおりとする。

ア. 外出・外泊の事前申告

当施設利用者の外出、外泊は、あらかじめ外出、外泊先、用件を届け出させ、その必要性を確認のうえケアプランに支障を生じないと認められる範囲内で制限的に取扱うものとする。ただし、入所者個人を拘束するものと解して取扱ってはならない。

イ. 職員の指示等に従う義務

当施設入所者は、療養生活上の必要において職員が指示又は指導することには従わなければならない。

ウ. 入所者相互の協調と融和

常に入所者相互の協調と融和をはかり、仮にも紛争を起こすことなどないようにすること。

エ 身の同りの整理整頓等

入所者自身の身の回り品等については、自身の責任において整理整頓をし、かつ最低限の清潔 保持に努めるものとする。

また、施設の什器、備品は、丁寧に取扱うこと。

オ. 迷惑行為の厳禁

入所者は、施設内の秩序、安全、衛生又は風紀を乱す行為をしてはならない。

力. 禁止事項

営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動

キ. 金銭・貴重品管理

原則的には持ち込まない事とする。ただし、持ち込む場合、入所者の自己管理と自己責任とする。

ク. 指定した場所以外での喫煙の禁止等

当施設は全館禁煙とし、利用者は指定した場所以外で喫煙してはならない。また、健康面への配慮から積極的に禁煙に取組むものとする。

ケ. 家族関係等身上上の変更

施設入所者は、あらかじめ届け出てある家族関係等身上上に変更を生じた場合は、速やかに届け出るものとする。

#### (会計の区分)

第27条 当施設は介護保険サービスの事業の会計と、その他の事業の会計を区分しなければならない。

#### (諸記録の整備)

- 第28条 当施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
  - 2. 入所者に対する介護保険施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間これを保存しなければならない。
  - 3. 前各項の保存年限は、個々に、別に定める文書保存規程により取扱うものとする。

附 則

この規程の全部改正は平成15年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成15年 6月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成17年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成17年10月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成18年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成21年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成26年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成26年11月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成27年 4月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成27年 8月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は平成27年10月 1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は令和 3年11月 9日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は令和 6年 3月26日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は令和 6年 5月30日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は令和 6年 8月 1日から実施する。